

外国送金（仕向・被仕向）お取引時のご協力のお願い

当行では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与への対策や法定調書作成（以下「マネロン対策等」）のため、外国送金（仕向・被仕向）取引（※）について、下記のとりの取扱としております。※国内の外貨建送金・非居住者円送金を含みます。

お手続きに従来よりお時間を頂戴する場合や、お客さまのご要望にお応えできない場合など、お客さまにはご不便をおかけしますが、マネロン対策等は、当行が外国送金の取扱を適正に維持していくうえで不可欠な対応ですので、ご理解・ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

1. 現金（円貨・外貨）によるお取扱は行っておりません。

- （１）お客さまご本人名義の当行預金口座とのお取引に限定した取扱としております。
- （２）ご依頼日以前の短期間に、現金で入金された資金によるお取引は、「現金によるお取引」として、お断りする場合がございます。

2. 送金原資の確認をさせていただきます。

預金口座の取引履歴で送金原資が確認できない場合は、通帳（当行・他行）や給与明細など送金原資の確認ができる資料のご提示をお願いいたします。

なお、上記資料をご提示いただいた場合でも、当行の判断により、お取引をお断りする場合がございます。

3. お取引内容（金額、目的、相手方等）の確認をさせていただきます。

お取引内容（金額、目的、相手方等）について、確認ができる資料（契約書や請求書等）のご提示や、情報提供をお願いいたします。

なお、上記資料のご提示や情報提供をいただいた場合でも、当行の判断により、お取引をお断りする場合がございます。

4. お取引の内容や状況により、より詳細な情報提供をお願いする場合がございます。

- (1) 短期間のうちに頻繁に行われる取引
- (2) 開設後間もない口座や、長期間ご利用のない口座との取引
- (3) お客様の過去のお取引、職業や事業内容、目的や相手方との関係等から、多額と思われる取引
- (4) お客様のご住所や勤務地から離れた支店でのお取引
- (5) 国内外の当局による規制に抵触する可能性のあるお取引
 - ア. 中国北部の3省3都市（※）向け取引
 - ※遼寧省 (Liaoning)、黒竜江省 (Heilongjiang)、吉林省 (Jilin)、丹東市 (Dandong)、延吉市 (Yanji)、琿春市 (Hunchun)
 - イ. 北朝鮮特産品（※）の輸入または仲介貿易に係る決済取引
 - ※あさり、まつたけ、うに（調整品含む）、しじみ、ずわい蟹、毛蟹、赤貝、えび、なまこ調整品、ひらめ、かれい、たこ、はまぐり、あわび、さるとりいばらの葉
 - ウ. 中古車等の輸出または仲介貿易に係る決済取引
- (6) その他、詳細な確認が必要と当行が判断した取引

5. ご本人の確認や、マイナンバーの告知等をお願いする場合がございます。

- (1) 「外国為替及び外国貿易法」や「犯罪による収益の移転防止に関する法律」などの法令に基づくご本人の確認書類（※）の提示
 - ※運転免許証、在留カード、マイナンバーカードなど
- (2) 「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」に基づくマイナンバーの告知（※1）および申告（※2）（※3）
 - ※1. 送金依頼書上へのマイナンバー記入による告知をお願いします。
 - ※2. 当行所定のマイナンバー申告書の提出をお願いします。
 - ※3. マイナンバーの告知、申告に際しては、別途、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく本人確認（マイナンバー確認および身元確認）のため、マイナンバーカードなどの確認書類の提示をお願いします。

以 上